

綾瀬市立地適正化計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度綾瀬市立地適正化計画策定業務委託

(2) 業務の目的

綾瀬市立地適正化計画を策定する。策定計画は、関係する諸計画等に基づき、都市機能や居住の立地の適正化を見据えながら、都市づくりの基本となる計画でなければならない。

(3) 業務内容

詳細は、「令和8年度綾瀬市立地適正化計画策定業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」を参照。

ただし、この仕様書は現時点の暫定的なものであり、実際の契約に係る仕様書は本プロポーザルにより選定する契約の相手方の候補者の提案内容をもとに発注者と協議して決定する。

(4) 履行期間

契約の日から令和10年3月10日（金）まで

(5) 提案限度額

委託料の提案限度額は、32,417,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。ただし、令和8年度及び令和9年度の年度別見積上限額は次のとおり。

令和8年度 17,303,000円

令和9年度 15,114,000円

※いずれも消費税及び地方消費税を含む。

(6) 提案金額に対する留意点

ア 提案金額は、業務委託に係る経済性を評価するための参考値として用いるものであり、実際の契約金額は、この公募型プロポーザルにおいて最優先交渉権者と決定された事業者と市との協議により別に定めるものである。

イ 令和8年度予算が成立しない場合又は予算額が減額若しくは削除された場合は業務委託契約を締結しないことがある。

(7) 最優先交渉権者の決定及び契約方法

この公募型プロポーザルにより計画策定に係る提案を募集し、提案された内容に基づき審査を行い、最優秀提案者と決定された事業者を最優先交渉権者とし、計画策定業務委託に係る随意契約の締結に向けた協議を行う。

2 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる条件をすべて満たしている事業者とする。

(1) かながわ電子入札共同システムにおいて、令和7・8年度綾瀬市入札参加資格者名簿に登録されている者で、営業種目「都市計画及び地方計画」の登録を認められていること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

- (3) 綾瀬市入札参加資格者資格停止要綱に基づく資格停止措置がされていないこと。
- (4) 公租公課の滞納がないこと。
- (5) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号に掲げる暴力団及び暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項または第2項の規定に違反していないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (8) 本業務について、充分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び市の指示に柔軟に対応できること。
- (9) 他自治体において、立地適正化計画策定業務の履行実績があること。
- (10) 作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として管理技術者を選任しなければならない。立地適正化計画に関する業務実績を1件以上有し、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。
- (11) 業務全般の照査を行う照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。なお、管理技術者との兼務は不可とする。

3 質問等

本案件に関する質問等がある場合は、次のとおり受付し、回答する。

なお、軽微な質問事項（実施要領や仕様書の記載内容の確認等）については、その都度回答することがある。

（1）質問の提出方法

ア 質問書（別紙1）に質問事項を簡潔に記載し、電子メールにて提出すること。（送信後に事務局へメールを送信した旨の電話をすること。）

イ 口頭による質問は受け付けない。

（2）質問受付期限

令和8年1月5日（月）から令和8年1月13日（火）17時まで

（3）回答方法・回答日

事務局は質問事項を取りまとめ、令和8年1月16日（金）までに市ホームページにより回答する。その際、社名等の公表はしない。

4 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

（1）提出部数

1部

（2）提出書類

ア プロポーザル参加申込書（別紙2）

イ 法人等概要書（別紙3）

ウ 業務実績調書（別紙4）

エ 配置予定技術者履歴（別紙5）

オ 登記簿謄本（3ヵ月以内に発行されたもの）

- (3) 提出期限及び提出方法
令和8年1月14日(水)から令和8年1月22日(木)17時まで(必着)
電子メール、持参または郵送(郵送の場合は、配達記録が残る方法を利用すること。)
- (4) 参加資格確認結果の通知
提出書類に基づき、参加資格要件を満たしているか確認し、令和8年1月27日(火)までに、参加者全てに結果を別紙2に記載のメールアドレスに電子メールで通知する。

5 提案書等

- 参加要件資格を満たすと判断された者は、次のとおり提案書等一式を提出すること。
- (1) 提出部数
ア 正本(社名入り) : 1部
イ 副本(社名なし) : 5部
- (2) 提案書等一式
ア プロポーザル提案申請書(別紙6)(※副本は押印不要)
イ 業務実施体制(別紙7)
ウ 企画提案書(任意様式)
エ 工程表(任意様式)
オ 当該業務参考見積書(任意様式(消費税及び地方消費税を含んだ金額))
※参考見積書の記載方法は2年の総額表記とし、令和8年度から令和9年度までの年度別に金額が分かるように記載すること。
※提案書等一式についてはデータも、事務局に提出すること。
- (3) 提出期限及び提出方法
令和8年1月28日(水)から令和8年2月10日(火)17時まで(必着)
持参または郵送(郵送の場合は、配達記録が残る方法を利用すること。)
データは、電子メールで提出。

6 選考に関する事項

- 選考にあたっては、「綾瀬市立地適正化計画策定業務委託事業者選定委員会」委員へのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- (1) 実施日時
令和8年2月17日(火)を予定。
実施日時等の詳細については、追って連絡する。なお、順序は提案書の到着順序とする。
- (2) 実施場所
綾瀬市役所 315会議室(綾瀬市早川550番地)
- (3) 実施方法
審査の実施方法は、市が用意するプロジェクトに、提案者が持参するPC等の画面を投影して実施する。
なお、審査の順番については市が指定することとし、各提案者の持ち時間は50分以

内（プレゼンテーション25分以内、ヒアリング25分以内）とする。

また、プレゼンテーションの実施に当たり、次の機材を市で用意する。

- ・長テーブル、椅子
- ・プロジェクター付きスクリーン（82インチ）1台
(エプソン製 IWS-82VE5)
- ・電源タップ（6個口） 2個

(4) プrezentationにおける提案方法

提出された提案書をもとに説明すること。その際、提案書に関する補足説明資料の配布は認めるが、提案書に記載がない新たな追加提案や追加資料の配布は認めない。

(5) 評価及び選考結果等

事業者が当該委託業務を十分に遂行できるかを提案書、プレゼンテーション及びヒアリング結果を基に審査を行い、最高得点者を受託候補者として選定する。最高得点者が2者以上ある場合は、選定委員の協議により、受託候補者を選定する。

評価項目の詳細は別紙8のとおりとする。

選考結果については、評価後にすべての事業者に文書で通知するほか、市ホームページで公表する。

7 契約に関する事項

本契約に係る契約は、次により行う。

- (1) 審査の結果により、最高得点者が受託候補者となり、業務の内容及び仕様について本市と協議を行い、契約を締結する。また特別な理由により受託候補者と契約ができない場合は、次点者と業務委託契約の締結交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立したものを受注者とする。
- (2) 契約書は、市と受注者協議の上、作成するものとする。
- (3) 契約時における仕様は、提案書に記載されている事項とするが、市と受注者協議により、必要に応じて追加、変更又は削除をする場合がある。

8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 提出事項に虚偽の記載があった場合
- (4) 参加申込書の受付開始日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (5) その他、市長が認める場合

9 その他注意事項

- (1) 参加表明者は、4(2)に記載する書類の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 提出した提案書等は、提出期限内に限り補正することができる。ただし、提出期限後は変更することができないものとし、また、その理由如何にかかわらず提出書類の返却はしない。
- (3) 提案した内容は、実現を約束したものとする。
- (4) 参加に関して必要な費用は、すべて参加表明者の負担とする。
- (5) 提出された5(2)の書類に関する著作権は、参加表明者に帰属することとする。
ただし、採用となった書類の著作権は、市に帰属することとする。
なお、採用・不採用に関わらず、市は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、書類を無償で使用できることとする。
- (6) 本プロポーザルにて、市が提供した資料等は、市の許可なしに公表、転載及び引用することはできない。
- (7) 参加表明後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退理由を付した辞退届(任意様式)を提出すること。
- (8) 提出された書類は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選定に係る情報開示請求があった場合には、綾瀬市情報公開条例(平成14年綾瀬市条例第7号)に基づき、公開することがある。なお、事業者選定期間中は、開示の対象としない。
- (9) 契約は、原則GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)が提供する電子契約サービスにより締結するものとする。(同サービスへの加入は不要)
- (10) 参加者が一提案者のみの場合、審査において、委員会がプロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その一提案者を受託候補者として決定する。
- (11) プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。
- (12) 参加申込後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

10 スケジュール

本プロポーザルに関するスケジュールは次のとおりとする。

内容	日程
実施要領等の公表 (市ホームページ等に掲載)	令和8年1月5日(月)
質問の受付(電子メール)	令和8年1月5日(月) ～令和8年1月13日(火)17時まで
質問への回答(ホームページ上で公開)	令和8年1月16日(金)まで (質問に対する回答を順次掲載)
参加申込書の提出 (電子メール、持参もしくは郵送)	令和8年1月14日(水) ～令和8年1月22日(木)17時まで
参加資格確認通知	令和8年1月27日(火)まで
提案書等提出	令和8年1月28日(水) ～令和8年2月10日(火)17時まで

プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和8年2月17日(火)
選考結果通知	令和8年3月 9日(月)以降
契約締結	令和8年4月 1日(水)(予定)

11 提出、問合せ先

事務局：綾瀬市都市部都市計画課

所在地：〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川550番地

電話：0467-70-5625

E-mail：wm.705625@city.ayase.kanagawa.jp